

第 5120 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 12月 3日 水曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ◇ リゾート会員権の譲渡損失

**Q**：リゾート会員権を譲渡した場合の損失は、損益通算することができますか？

**A**：できません。

### 【解説】

所得税では、生活に通常必要でない資産（不動産や動産）や生活用動産の譲渡によって生じた損失は、他の所得と損益通算できませんが、これらに該当しないものの譲渡にかかる損失は、他の各種所得金額と損益通算することが認められています。

これまで、リゾート会員権やゴルフ会員権は権利であり、不動産や動産（生活に通常必要でない資産）でもないことから、その譲渡損失は他の所得と損益通算することが認められていたのですが、平成26年度の改正によって、生活に通常必要でない資産の範囲に主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産が追加され、リゾート会員権やゴルフ会員権は生活に通常必要でない資産に含まれることとされましたので、譲渡によって生じた損失は損益通算することが認められず、また、災害等による損失が生じた場合であっても雑損控除の適用が受けられないこととなりました。

この改正は、平成26年4月1日以後の譲渡に適用されます。

